

物価高対応子育て応援手当

事業の目的

物価高の影響が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、我が国のこどもたちの健やかな成長を応援する観点から、物価高対応子育て応援手当を支給する。

支給対象者

児童手当支給対象児童（令和7年9月30日時点）を養育する父母等（対象児童数 約1,780万人）
※対象児童には、令和7年10月1日以降令和8年3月31日までに生まれる新生児も含む

給付額

こども一人当たり 一律 **2万円**

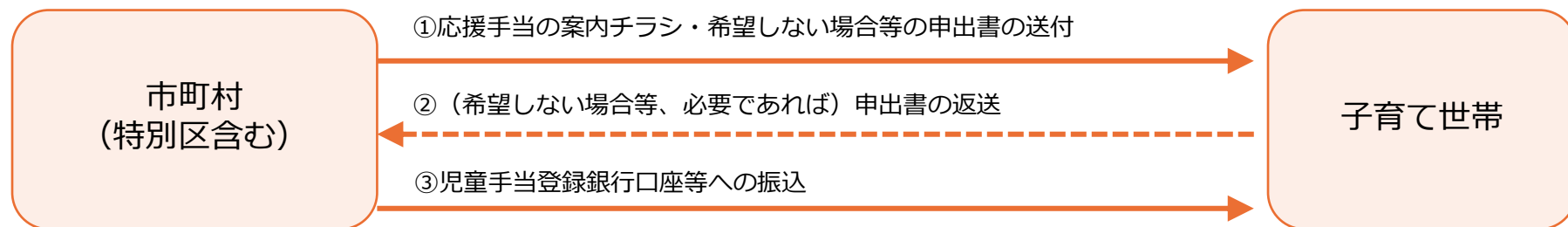
所要額

3,700億円程度（事務費含む。全額国庫負担で実施）

実施主体

令和7年9月30日時点での児童手当受給者（主たる生計維持者）の住所地市町村（特別区を含む）

事業スキーム（「プッシュ型」で支給）



・ 高校生年代まで：原則「プッシュ型」で支給。

※公務員については市町村が必要なデータを把握していれば、「プッシュ型」支給が可能。（それ以外の者については要申請）

・ 新生児：出生届・児童手当認定請求等と併せて要申請が原則。ただし、児童手当認定請求済み者は「プッシュ型」支給が可能。